

第3次久喜市情報化推進計画

令和5(2023)年度～令和9(2027)年度



— 目 次 —

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の背景・目的	2
2 国・県の動向	3
3 SDGs への取組み	4
4 計画の基本目標	5
5 計画の位置付け	5
6 計画の期間	5
第2章 計画の内容	7
1 計画の体系	8
2 施策の具体的内容	10
(1) 情報システムの標準化・共通化.....	10
(2) マイナンバーカードの普及促進.....	13
(3) 行政手続のオンライン化.....	14
(4) AI・RPAの利用推進.....	18
(5) テレワークの推進	19
(6) セキュリティ対策の徹底.....	20
(7) 地域社会のデジタル化	24
(8) デジタルデバイド対策	28
(9) デジタル人材の確保・育成.....	32
参考資料.....	35
デジタル戦略指針	36
デジタル社会の実現に向けた重点計画（抜粋）	40

第 1 章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景・目的

今日の社会において、情報通信技術の目覚ましい進展や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を背景に、デジタル技術を活用した各種サービスは、市民生活に身近なものとなっています。

このデジタル技術により、業務やビジネススタイルを変革する「デジタル・トランスフォーメーション¹（DX）」は、民間企業だけでなく国や地方公共団体においても重要性が高まっており、デジタル技術を活用した市民の利便性向上や、業務の効率化を図っていく必要があります。

国は、令和2（2020）年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を公表し、デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。このビジョンの実現のため、デジタル社会形成に向けた基本原則、IT基本法が見直され、令和3（2021）年5月にデジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）が公布されました。

また、自治体に取り組むべき事項などを取りまとめた自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画（以下「自治体DX推進計画」という。）が令和2（2020）年12月に策定（令和4（2022）年9月改定）されました。この中で、重点取組事項として挙げられている、自治体の情報システムの標準化や、行政手続のオンライン化など、国と地方自治体が一体となって推進していく必要があります。

これまで、本市では「久喜市総合振興計画」の部門別計画として「第2次久喜市情報化推進計画」を策定し、多様化する市民ニーズの動向や、国の行政情報化の推進に関する施策の動向等を踏まえ、電子市役所を推進してきました。

社会状況が大きく変化する中、本市においてもデジタル技術を活用し、市民の利便性の向上、業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められています。

そのため、自治体DX推進計画に則った「第3次久喜市情報化推進計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

¹ デジタル・トランスフォーメーション：インターネットやクラウドサービス、AI（人工知能）等の情報技術によって、ビジネスや生活、組織、社会を変容させること。

2 国・県の動向

国は、令和2(2020)年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を公表し、自治体DX推進計画を策定しました。自治体DX推進計画では、自治体の情報システムの標準化や、行政手続のオンライン化などの重点取組事項が、自治体DXの具体的な方策として掲げられています。これらは全国統一的な取組みであることから、自治体が着実に取り組めるよう、令和3(2021)年7月に「自治体DX推進手順書」が作成されました。

また、令和3(2021)年9月には、デジタル社会の形成に関する司令塔としてデジタル庁を発足し、その後デジタル社会形成基本法、官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)に基づく計画として「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を定め、目指すべきデジタル社会の実現に向けた施策等を展開しています。

埼玉県では、令和3(2021)年3月に「埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画」を策定し、県民サービス、事業者サービス、行政事務の3つの枠組みにより、施策に取り組んでいます。

また、埼玉県及び県内市町村の情報システム部門で構成される「埼玉県スマート自治体推進会議」では、ICT技術を活用した「スマート自治体」への転換に向けて、連携して取り組みを行っています。

3 SDGsへの取組み

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) は、17 のゴール (目標) と 169 のターゲットから構成されており、これらの目標を社会・経済・環境の三側面から捉え、統合的に解決しながら「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の開発目標です。



本市でも、世界的な目標である SDGs を達成するための各種取組みを推進するため、令和 3 (2021) 年 7 月 9 日に「久喜市 SDGs 取組方針」を定めました。その中で、市で策定する各種計画について、SDGs の理念を反映させることで、各種業務を通じた全庁的な SDGs の推進に努めることとしています。

本計画においても、SDGs の理念を反映させ「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指して取り組みます。

【第 3 次久喜市情報化推進計画で取り組む SDGs ゴール】



ゴール 16 平和と公正をすべての人に

情報システムの適切な運用によりセキュリティを確保し、安心・安全なデジタル技術の活用を目指します。



ゴール 17 パートナーシップで目標を達成しよう

デジタル技術の活用により、市民の利便性向上を目指します。

4 計画の基本目標

デジタル社会の目指すべきビジョンを実現するため、本市が定めた「デジタル戦略指針²」において掲げた久喜デジタル戦略目標 KDGs (KUKI-Digital-strategic Goals) を、本計画においても基本目標として掲げます。

KDGs (KUKI-Digital-strategic Goals)

- | | |
|-----------|---------------------------------------|
| KDGs
1 | 市民のニーズを敏感に感じ、市民サービスの変革を進めます。 |
| KDGs
2 | 本格的なデジタル社会の到来に備え、デジタルデバイドの解消に努めます。 |
| KDGs
3 | インターネットの利便性を享受できるよう、情報インフラを充実させます。 |
| KDGs
4 | デジタル化を見据えた事務改善を図り、働き方改革を実現させます。 |
| KDGs
5 | 行政のデジタル化を牽引できるよう、職員の情報リテラシーの向上を目指します。 |

5 計画の位置付け

本計画は、「第2次久喜市総合振興計画」の具現化を図るため、総合振興計画の分野別計画として定めるものとします。

また、本計画は、官民データ活用推進基本法第9条第3項に規定する「市町村官民データ活用推進計画」として位置付けます。

そして、令和2(2020)年12月に国が策定した「自治体DX推進計画」の内容を踏まえたものとして本計画を策定します。自治体DX推進計画では目指すべきデジタル社会の実現に向けて、重点取組事項が掲げられており、本計画において取組みを推進していくものでもあります。

6 計画の期間

本計画の期間は、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間とします。

なお、本計画策定後、本市を取り巻く社会情勢の変化や情報化に関する技術の進展等に適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを図ることとします。

² デジタル戦略指針：本市が庁内向けに目標、組織の役割等の推進体制を定めたもの。参考資料 (P. 36)

第2章 計画の内容

1 計画の体系

自治体 DX 推進計画で示されている、自治体に取り組むべき事項・内容として分類された「重点取組事項」等に基づき、次の 9 項目に体系化して推進していきます。

(1)	情報システムの標準化・共通化	ゴール 16	ゴール 17	KDGs 1	KDGs 4
(2)	マイナンバーカードの普及促進	ゴール 17	KDGs 1	KDGs 3	
(3)	行政手続のオンライン化	ゴール 17	KDGs 1	KDGs 2	KDGs 4
	① 電子申請・届出サービスの推進				
	② 図書館ウェブサービスの推進				
	③ 公共施設予約システムの推進				
	④ 電子入札システムの推進				
	⑤ オンライン窓口の実施				
(4)	AI・RPAの利用推進	ゴール 16	KDGs 4		
(5)	テレワークの推進	ゴール 16	KDGs 4		
(6)	セキュリティ対策の徹底	ゴール 16	KDGs 3	KDGs 4	KDGs 5
	① 職員研修・訓練の実施				
	② クラウド技術の活用の推進				
	③ 総合行政ネットワークの活用				
	④ 埼玉県自治体情報セキュリティクラウドの利用				

(7)	地域社会のデジタル化	ゴール 17	KDGs 1	KDGs 2	KDGs 3
	① 公衆無線LAN (Wi-Fi) の整備・充実				
	② オープンデータの推進				
	③ 地理情報システムの充実				
	④ インターネットを活用した情報発信				
(8)	デジタルデバイド対策	ゴール 16	KDGs 1	KDGs 2	
	① 公共施設におけるスマートフォン講座の充実				
	② 生涯学習出前講座の活用促進				
	③ デジタル活用支援 (スマートフォン教室)				
	④ 窓口等での支援				
(9)	デジタル人材の確保・育成	ゴール 16	ゴール 17	KDGs 5	
	① 地域情報化アドバイザーの活用				
	② 職員の情報リテラシーの向上				

2 施策の具体的内容

現在の少子高齢化・人口減少社会が進展している状況や、本市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化している中、将来を見据えた持続可能な行政運営の実現を目指し、各施策について取り組んでいきます。

(1) 情報システムの標準化・共通化

住民情報システムをはじめとする基幹業務システムについて、本市では、地域情報プラットフォーム³に準拠したパッケージシステムを活用し、カスタマイズすることなく業務手順（フロー）をパッケージシステムに合わせることで、業務システム間での情報連携を円滑にし、システム構築費用や保守費用の削減、マルチベンダー⁴化を図る取組みを進めてきました。

このような中、令和3（2021）年5月に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（以下「標準化法」という。）が公布され、国が定める基準に適合する基幹業務システム（以下「標準準拠システム」という。）を利用することが義務づけられ、この標準準拠システムについては、ガバメントクラウド⁵上で利用することが努力義務と規定されました。

標準準拠システムへの移行やガバメントクラウドの利用により、システムの維持管理費や制度改正時における改修費などの軽減が図られるほか、行政手続のオンライン化の取組みと合わせ、マイナポータル⁶等の電子申請システムからの申請データを基幹業務システムに円滑に取り込むことができるなど、業務の効率化及び迅速な市民サービスの提供に寄与することが期待されます。

³ 地域情報プラットフォーム：システム間の連携を可能にするために定めた、各システムが準拠すべき業務面や技術面の標準仕様のこと。

⁴ マルチベンダー：複数の事業者の製品を選んで組み合わせ、システムを構築すること。

⁵ ガバメントクラウド：国の行政機関や地方公共団体が共同で行政システムをクラウドサービスとして利用できるようにしたもの。

⁶ マイナポータル：マイナンバーカードを使った様々な行政手続や、自己情報を確認できるオンラインサービス。<https://myna.go.jp>

標準化に基づき、標準化対象事務として基幹系 20 業務が定められたことから、本市の業務システムについても、ガバメントクラウドの利用を前提に、今後標準準拠システムへ切り替えていきます。

なお、本市では「就学システム」については導入していないため、標準準拠システムへの移行は対象外となりますが、就学事務・学齢簿編成等の業務における効率化を図る観点から、新たな標準準拠システムの導入を目指します。

【本市の業務システムと基幹系 20 業務の分類の整理】

本市の業務システム	標準化対象の基幹系 20 業務
① 住民情報システム (住民記録・税系)	住民基本台帳、印鑑登録、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金
② 住民情報システム (福祉系)	児童手当、子ども・子育て支援、障害者福祉
③ 児童扶養手当システム	児童扶養手当
④ 生活保護システム	生活保護
⑤ 健康管理システム	健康管理
⑥ 選挙人名簿管理システム	選挙人名簿管理
⑦ 介護保険システム	介護保険
⑧ 戸籍総合システム	戸籍の附票、戸籍
⑨ 就学システム (未導入)	就学

国では、地方公共団体が令和7年度末までにガバメントクラウド上で標準準拠システムを利用する形態に移行することを目指し、令和4(2022)年10月に「地方公共団体情報システム標準化基本方針」を策定したほか、各種業務システムの基準・仕様書等を作成しています。

本市においては、各種業務システムの基準・仕様書等の改版や、標準準拠システム構築ベンダーの動向を注視しながら、標準準拠システムへの更改を目指します。

【本市の業務システムの標準準拠システムへの更改スケジュール】

業務システム	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
① 住民情報システム (住民記録・税系)	現行運用	延長	標準システムへ 更改・運用		
② 住民情報システム (福祉系)					
③ 児童扶養手当システム	現行運用	延長	標準システムへ 更改・運用		
④ 生活保護システム	現行運用	延長	標準システムへ 更改・運用		
⑤ 健康管理システム	現行運用	延長	標準システムへ 更改・運用		
⑥ 選挙人名簿管理システム	現行運用	延長	標準システムへ 更改・運用		
⑦ 介護保険システム	現行運用	標準化対応●	標準システムへ 更改・運用		システム 更改
⑧ 戸籍総合システム	現行運用	延長	標準システムへ 更改・運用		
⑨ 就学システム				システム導入・運用	

(※) 延長：現行システムの運用期間を、標準システムへの移行まで延長すること。

取組内容	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	目標				
標準準拠システムへの更改	標準準拠 システム へ移行	⇒	標準準拠 システム 移行完了	標準準拠 システム の運用	⇒	<table border="1"> <tr> <td>ゴール 16</td> <td>ゴール 17</td> </tr> <tr> <td>KDGs 1</td> <td>KDGs 4</td> </tr> </table>	ゴール 16	ゴール 17	KDGs 1	KDGs 4
ゴール 16	ゴール 17									
KDGs 1	KDGs 4									

(2) マイナンバーカードの普及促進

デジタル社会の実現に向けた重点計画では、目指す姿として、「個人の ID・認証基盤であるマイナンバー制度をデジタル社会における社会基盤として利用することにより、行政の効率化、国民の利便性向上、公平・公正な社会を実現する」としています。

このマイナンバーカードは、電子証明書などの機能を搭載しており、オンラインでの本人確認ができることで、コンビニエンスストアで住民票の写し等の証明書を取得することができます。また、確定申告をはじめとしたオンラインでの行政手続きの際に利用することもできます。

このように、マイナンバーカードはオンラインで本人確認ができる公的個人認証機能が備わっており、デジタル社会の基盤となるものであることから、国では、令和 4 (2022) 年度末までにマイナンバーカードが全国民に行き渡ることを目指し、令和 5 (2023) 年度以降も引き続きマイナンバーカードの普及・利用の推進をしていくこととしています。

本市では、平成 27 (2015) 年度からマイナンバーカードの公的個人認証機能を用いたコンビニ交付サービスの提供を開始、令和 3 (2021) 年度にはコンビニ交付での証明手数料の引き下げを実施しました。コンビニ交付サービスは、身近なコンビニエンスストアで、市庁舎の閉庁時間でも証明書を取得できるだけでなく、市庁舎等の窓口の混雑緩和も期待されることから、引き続きコンビニ交付サービスの提供・利便性の周知を図っていきます。



コンビニ交付サービス（本庁舎）

取組内容	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	目標
コンビニ交付サービスの提供	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	目標 17 KDGs 1 KDGs 3

(3) 行政手続のオンライン化

デジタル社会の実現に向けた重点計画では、「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続⁷」を掲げています。

オンライン化にあたっては、利用者中心の行政サービスを実現する上で、デジタル化は目的ではなく、あくまでも手段であると認識することが重要です。このようなことから、申請件数が多い手続きやオンラインで容易に申請できる手続き等については優先的に着手するとともに、オンライン化を阻害する要因の見直しに努め、手続きのオンライン化を推進していきます。

① 電子申請・届出サービスの推進

本市では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の1つとして市役所に来庁することなく、オンラインで手続きができる「電子申請・届出サービス」の活用を推進してきました。このことにより、インターネットを利用して、時間や場所に制限されることなく、いつでもどこでも手続きを行うことが可能となっています。



電子申請・届出サービス

さらに、オンラインでの手続きに対応することで、申請受付後の処理業務（受付処理、集計処理、出力処理等）を電子的に行うことができることから、手続のオンライン化の際には、業務フロー等の見直し（BPR⁸）を併せて実施することで、業務の効率化を図ることができます。

今後もこの電子申請・届出サービスや、国が整備したマイナポータル（手続の検索・電子申請）の活用を推進し、市民の利便性向上及び業務の効率化を図りながら、オンラインでの手続きをしやすい環境づくりに努めます。

取組内容	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	目標
電子申請・届出サービス マイナポータル等の活用	機能拡充	実施	⇒	⇒	⇒	ゴール 17 KDGs 1 KDGs 4
オンライン化する手続の 拡充	検討 適時実施	⇒	⇒	⇒	⇒	ゴール 17 KDGs 1 KDGs 4

⁷ 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続：参考資料（P. 40）

⁸ BPR（Business Process Re-engineering）：業務の効率性を向上させるため、業務の流れや仕組みを全面的に再構築すること

② 図書館ウェブサービスの推進

地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続として掲げられている「図書館の図書貸出予約等」について、本市では図書館ウェブサービス（蔵書検索）を導入し、蔵書検索・予約をはじめ、貸出ランキング・図書館からのお知らせなど、図書館のポータルサイトとしてもサービス提供しているところです。

現在、パソコン向け・スマートフォン向け、それぞれにページを用意していますが、今後、多様な解像度の端末でパソコン向けページと同じ機能が快適に利用できるようなするなど、操作性や利便性の向上を図っていきます。



蔵書検索サービス（中央図書館）

取組内容	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	目標
図書館ウェブサービスの運用	運用	更改	運用	⇒	⇒	ゴール 17 KDG 1

③ 公共施設予約システムの推進

公共施設予約システムは、市内の文化・スポーツ施設等の空き状況の確認や、利用申込について、自宅のパソコンやスマートフォンから行うことができます。

令和5(2023)年1月から、新たな公共施設予約システムを導入し、原則として24時間の利用が可能となりました。また利用者番号にメールアドレスを紐付けることで、施設からのお知らせの受信や、自身のアカウントを管理できるなどの機能が実装されました。

今後、システムの適正な運用管理を行っていくとともに、公共施設予約システム上での施設使用料の支払い(クレジット決済)について検討し、更なる利便性の向上を目指します。

取組内容	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	目標
公共施設予約システムの運用	運用	⇒	⇒	⇒	更改	ゴール 17 KDGs 1

④ 電子入札システムの推進

本市では、公共工事等に係る入札の透明性・客観性・競争性を向上し、併せて入札参加資格申請の利便性の向上を図るため、埼玉県及び県内自治体等で共同運用する「埼玉県電子入札共同システム」に参加し、公共工事等の入札については本システムを利用した電子入札を実施しています。

本システムを活用することで、入札等に係る書類の作成・送付業務が電子化され、物理的な移動の制約なしに入札に参加できるなど、入札参加者の利便性の向上や、行政事務の効率化が期待されます。

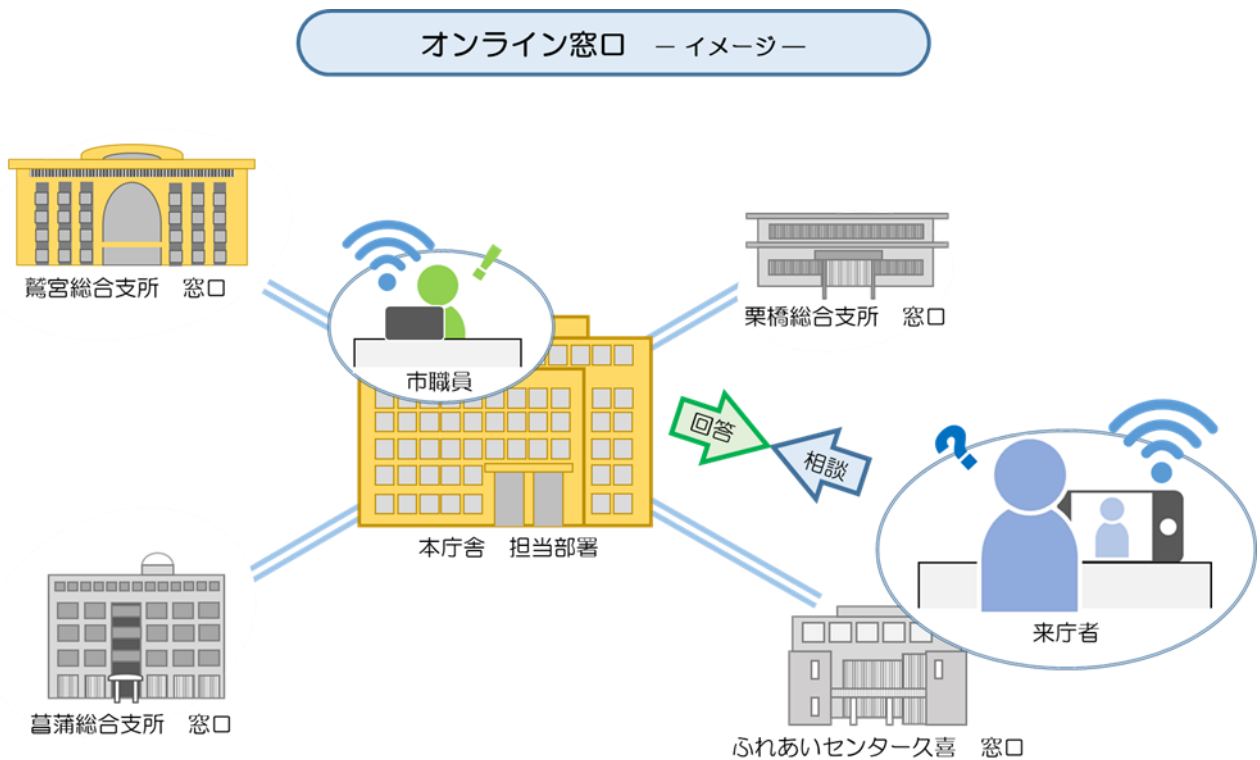
引き続き、電子入札及び入札参加資格申請手続においては、本システムの活用を推進していきます。

取組内容	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	目標
電子入札システムの推進	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	ゴール 17 KDGs 1 KDGs 4

⑤ オンライン窓口の実施

令和3(2021)年度から、各総合支所及びふれあいセンター久喜の窓口から本庁舎担当部署へオンラインで相談できるサービスを順次開始するとともに、一部の相談事業においてはタブレット等を活用して、自宅等からのオンライン相談に対応できるよう体制を整えました。

このような窓口の電子化に対する取組みは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止だけでなく、市民の利便性向上も図れることから、継続して実施し、必要に応じて対象施設や対象事業を拡充していきます。



取組内容	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	目標
オンライン相談・遠隔施設間におけるオンライン窓口	実施 適時拡充	⇒	⇒	⇒	⇒	コール 17 KDGs 1 KDGs 2

(4) AI・RPAの利用推進

少子高齢化や人口減少の進行を見据えた行政運営のためには、AIやRPAといった新たな技術を活用した業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく必要があります。



令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度に行った「AI-OCR・RPA 検証業務」では、業務の効率化を目的に、手書きの申請書等をデータ化する「AI-OCR⁹」と、ソフトウェアロボットにより業務を自動化する「RPA¹⁰」を組み合わせ、紙による申請等の処理を一部自動化する実証実験を行いました。

RPAについては、現状において削減費用が運用費用を上回ることができなかったことから、実証実験のフェーズから調査研究のフェーズへ移行¹¹することとしました。

AI-OCRについては業務時間の削減効果が見込めた業務が数多くあったため、引き続き積極的な活用を図ります。

また、埼玉県スマート自治体推進会議に設置するAI等新技術検討専門部会では、このAI-OCRや、AIを活用した会議録システムなど、AI等新技術の共同利用について検討・意見交換等を行っています。

今後、共同利用による費用削減効果も踏まえながら、AI等の新たな技術を活用し、業務の効率化を図っていきます。

取組内容	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	目標
AI技術を活用したOCR・ 会議録システムの活用	実施	⇒	更改	⇒	⇒	
AI等新技術の共同利用	検討 適時実施	⇒	⇒	⇒	⇒	

⁹ AI-OCR：手書きの書類や帳票を複合機等で読取りデータ化するOCRに、AI技術を活用する新たなOCR処理のことで、高精度に手書き文字を認識することができる。

¹⁰ RPA (Robotic Process Automation)：キーボードやマウス操作などの端末操作を自動化することができ、人の判断を伴わない定型的な繰り返し作業や大量データを扱う作業をソフトウェアが行う。

¹¹ AI-OCR・RPA 検証業務：RPAについては、情報システムの標準化・共通化への対応において標準仕様等の動向を注視し、事務効率化手法の選択肢の一つとして活用を視野に入れていくこととした。

報告書 http://www.city.kuki.lg.jp/shisei/seisaku_keikaku/seisaku/AI-OCR-RPA_kekka.html

(5) テレワークの推進

新型コロナウイルス感染症の拡大を背景に、令和2(2020)年2月以降、国から地方公共団体や事業者等に対して、時差出勤やテレワーク等を推進することが呼びかけられ、情報通信技術を活用したテレワーク環境の整備が急務となりました。

本市の情報ネットワークは、主に窓口業務で使用する基幹業務系ネットワークと、一般事務処理で使用する行政専用の総合行政ネットワーク(LGWAN)に分類することができます。テレワークにおいては、一般事務処理で使用するLGWANに対して、自宅等のインターネット環境から、どのように接続するかが課題となっていました。

このような中、地方公共団体情報システム機構と独立行政法人情報処理推進機構が共同で、庁外環境の端末から庁内にあるLGWANにリモートアクセスすることが可能なLGWAN-ASPサービス「自治体テレワークシステム for LGWAN」が実証実験事業として提供されました。

このシステムは、セキュリティ対策機能を搭載し、行政のネットワーク構成を変更することなく、速やかに導入できるテレワーク方式であることから、本市においても実証実験事業に参加し、利用しています。

今後、本システムの実証実験事業の動向や、民間事業者の動向も踏まえ、テレワークしやすい環境づくりを目指し、テレワークシステムの利用推進及び適切な運用を行います。

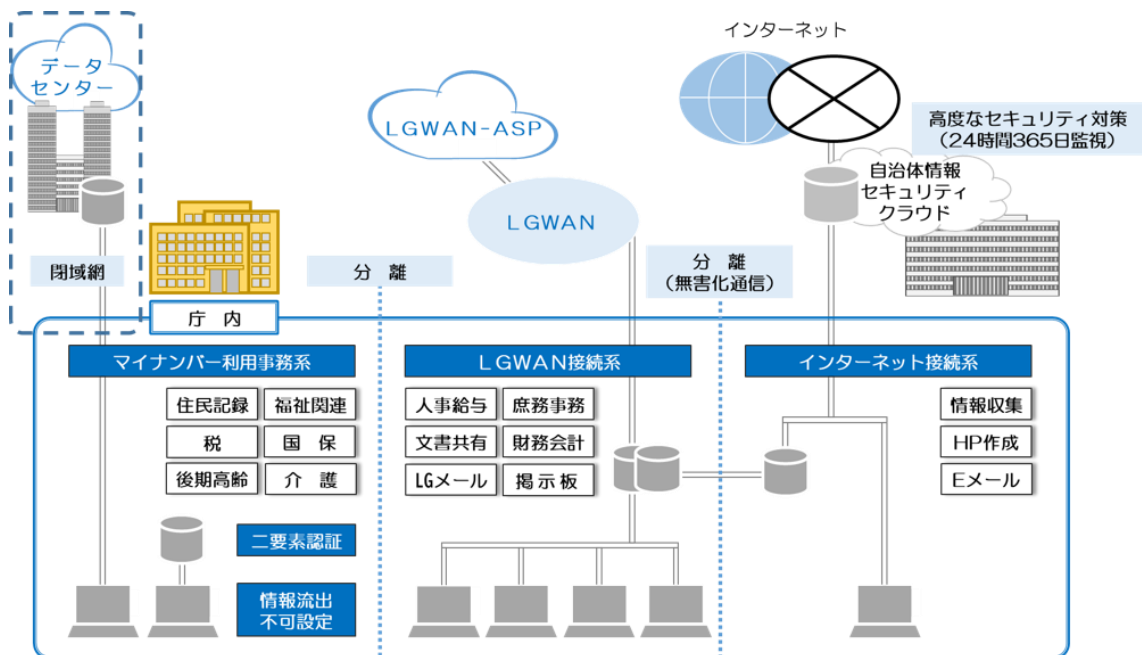
取組内容	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	目標
テレワークシステムの利用 推進	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> ゴール 16 KDCs 4 </div>

(6) セキュリティ対策の徹底

マイナンバー制度における情報連携の開始にあわせ、平成 28(2016)年度に自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化を行い、行政におけるネットワークをマイナンバー利用事務系、LGWAN 接続系、インターネット接続系に分離した構成により各種システムの運用をしています。

このような中、新型コロナウイルスの感染拡大防止を背景とし、行政手続のオンライン化、テレワーク、クラウド化など、新たな要請を踏まえ、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が改定されました。

本市が定める「久喜市情報セキュリティポリシー」についても、新たな技術や外部サービスに対応していくため適時見直し、情報資産の適正な取扱いを徹底します。



三層の構えによる自治体情報システム

① 職員研修・訓練の実施

情報セキュリティポリシーでは、情報資産に関する業務に携わる全ての職員及び外部委託事業者に対して、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、業務の遂行に当たっては情報セキュリティポリシーを順守する義務を負うこととしています。今後も、職員に対する教育研修を通じてセキュリティレベルの維持・向上に努めます。

また、地方公共団体等向けの実践的サイバー防御演習や、訓練ツールなども活用し、インシデント発生時における職員対応力の向上に努めます。

取組内容	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	目標
職員研修・訓練の実施	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	ゴール 16 KDGs 5

② クラウド技術の活用の推進

近年、急速に発展したクラウドサービスを活用することで、機器を保有・管理する形態から利用する形態となるため、情報システムや情報資産を災害などの脅威から守るとともに、市民サービスの安定的な提供や、情報システムに係る運用負荷の低減に繋がることが期待されます。

国においてもクラウド・バイ・デフォルト原則¹²を徹底していることを踏まえ、本市においても、情報システムを調達・整備する際には、クラウドサービス（LGWAN-ASP 含む）の利用を第一候補として検討することとします。

取組内容	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	目標
クラウド技術の活用の推進	検討 適時実施	⇒	⇒ (※)	⇒	⇒	ゴール 16 KDGs 3 4

(※) ガバメントクラウドの利用

¹² クラウド・バイ・デフォルト原則：情報システムの整備に当たっては、迅速かつ柔軟に進めるため、クラウドサービスの利用を第一候補として検討すること。

③ 総合行政ネットワークの活用

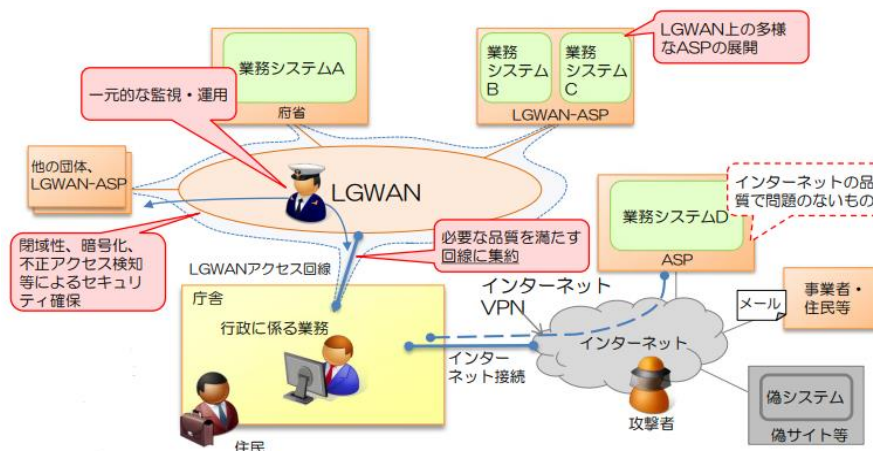
地方公共団体情報システム機構が運営する総合行政ネットワーク（LGWAN）は、地方公共団体の組織内ネットワーク（庁内 LAN）を相互に接続し、地方公共団体相互のコミュニケーションの円滑化や情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とした、高度なセキュリティを維持した行政専用の閉域ネットワーク（インターネット網に接続されていないネットワーク）です。

この総合行政ネットワークは、従来から電子申請・届出サービス、電子入札システム、国税連携サービス等において、機密性の高いデータを取り扱うため安全性の確保が必要であるという理由から、通信回線として利用してきました。

現在では、マイナンバー制度における情報連携や、マイナポータル（ぴったりサービス）からの申請データ連携など、利用用途が拡充され、LGWAN は通信回線の重要な基盤となっています。

このようなことを踏まえ、次期ネットワークへの更改時には、より安定した運用ができるよう、接続方式や利用回線速度などの見直しを行います。

また、クラウドサービスの進展にあわせ、業務システムの LGWAN-ASP 版の提供が増えていることから、前項の取組みとあわせ、LGWAN-ASP の活用を推進していきます。



LGWANの概要（出典：地方公共団体情報システム機構）

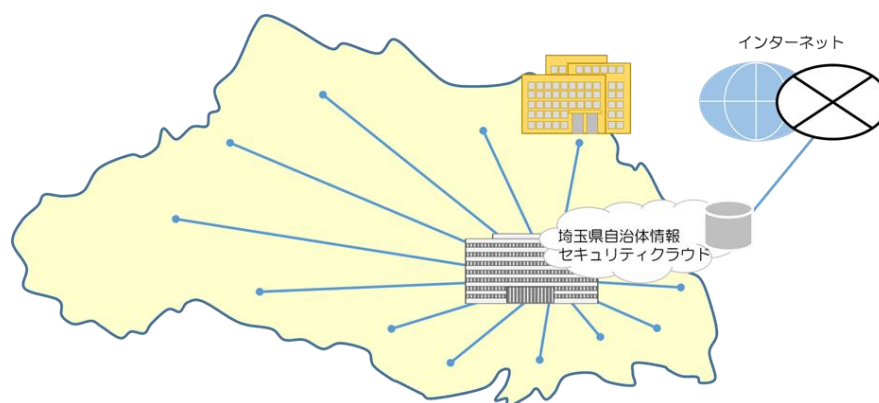
取組内容	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	目標
LGWAN 接続方式等の 見直し	適時実施（※）					ゴール 16 KDGs 3
LGWAN-ASP の活用推進	適時実施	⇒	⇒	⇒	⇒	ゴール 16 KDGs 3 KDGs 4

（※）「デジタル社会の実現に向けた重点計画」における今後のネットワーク等の検討事項について、現時点で国の方針がまとまっていないため、現行ネットワーク（第四次 LGWAN）の利用期間（令和5年度末まで）を2年延長し、次期ネットワークの在り方など引き続き検討することとされている。

④ 埼玉県自治体情報セキュリティクラウドの利用

自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化では、「インターネット接続系においては、都道府県と市区町村が協力してインターネット接続口を集約した上で、自治体情報セキュリティクラウドを構築し、高度なセキュリティ対策を講じること」とされ、県内市町村等は、埼玉県が整備した「埼玉県自治体情報セキュリティクラウド」へ接続しています。

埼玉県及び県内市町村との共同利用・運用により、インターネット接続口における監視及びログ分析をはじめ高度なセキュリティ対策を実施し、情報資産の機密性、完全性、可用性を的確に維持します。



埼玉県自治体情報セキュリティクラウド イメージ図

取組内容	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	目標
埼玉県自治体情報セキュリティクラウドの利用	実施	⇒	⇒	⇒	更改	ゴール 16 KDGs 3 KDGs 4

(7) 地域社会のデジタル化

自治体 DX 推進計画では、「すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進する」との取組方針が掲げられているところです。

デジタル社会の恩恵を多くの市民が実感できるよう、事業者等と連携を図りながらデジタル活用支援（別掲）、情報インフラの整備・充実を推進していきます。

① 公衆無線 LAN (Wi-Fi) の整備・充実

本市では、公共施設等の利用者の利便性向上と災害時の通信手段の確保を目的として、令和2(2020)年度から公衆無線 LAN (KUKI-Free-Wi-Fi) 接続サービスの提供を開始しました。この公衆無線 LAN 接続サービスは、誰でもスマートフォンなどに搭載されている無線通信機能を使い、簡単に無料でインターネットに接続できるとともに、大規模災害が発生した場合には利用登録等が不要な「00000JAPAN¹³」の利用も可能としています。

さらに、行政事務における利用（Web 会議、オンライン相談）やオンライン学習としての利用など多岐に渡る用途で活用できることから、情報インフラとして欠かせないものとなっています。

このようなことから、誰もが使いやすい安心して利用できる KUKI-Free-Wi-Fi のサービスの提供を図っていきます。

また、将来的な公共施設の整備や大規模修繕を実施する際には、情報インフラの整備を図っていく必要があることから、公共施設の設置目的等に応じて公衆無線 LAN を整備し、接続サービスを提供していきます。



取組内容	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	目標
公衆無線 LAN 接続サービスの提供	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	ゴール 17 KDGs 1 2
公衆無線 LAN の整備	適時実施	⇒	⇒	⇒	⇒	ゴール 17 KDGs 3

¹³ 00000JAPAN（ファイブゼロジャパン）：災害時に情報収集や安否確認などを支援するために無料で提供される公衆無線 LAN アクセスポイントのサービスセット識別子（SSID）。

② オープンデータの推進

オープンデータとは、国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、二次利用可能なルールが適用されたもの、機械判読¹⁴に適したもの、無償で利用できるものに該当する形で、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用できるよう、公開されたデータと定義されています。

この公共データを誰もが利用しやすい形でアクセスできるようにするオープンデータの取組みは、行政の高度化・効率化、透明性・信頼の向上とともに、事業者等の多様なサービスの効率的な提供や、官民協働での課題解決、経済活性化に資するものとして推進されています。

本市では、埼玉県及び県内市町村が共同利用する「埼玉県オープンデータポータルサイト」において、推奨データセット¹⁵をはじめとするオープンデータを公開しており、今後も積極的なオープンデータ化に努めます。

また、オープンデータ基本指針（平成 29 年 5 月 30 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定、令和 3 年 6 月 15 日改正）において、活用しやすいデータ形式である「3つ星¹⁶（CSV や XML 等のフォーマット）以上での公開を原則とすることとされたことを踏まえ、本市の統計データについて、機械判読性を強化したオープンデータとして公開します。

段階	公開の状態	データ形式	
5 段階 ★★★★★	他へのリンクを入れたデータ（LOD）を公開	Linked-RDF	機械判読可能
4 段階 ★★★★	Web 標準（RDF 等）のフォーマットでデータを公開	RDF	
3 段階 ★★★	オープンに利用できるフォーマットでデータを公開	XML, CSV	編集可
2 段階 ★★	コンピュータで処理可能なデータを公開	XLS, DOC	
1 段階 ★	オープンライセンスでデータを公開	PDF, JPG	編集不可

ファイブスターオープンデータによる公開レベル

取組内容	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	目標
オープンデータの推進	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	ゴール 17 KDGs 1
統計データの オープンデータ強化	準備 実施	実施	⇒	⇒	⇒	ゴール 17 KDGs 1

¹⁴ 機械判読：コンピュータプログラムが自動的にデータを加工、編集等できること。

¹⁵ 推奨データセット：オープンデータの公開とその利活用を促進することを目的とし、国として公開を推奨するデータと、公開データの作成にあたり準拠すべきルールやフォーマット等を取りまとめたもの。

¹⁶ 3つ星：特定の機能に限定されず共通で利用できるフォーマット（CSV、XML）。

③ 地理情報システムの充実

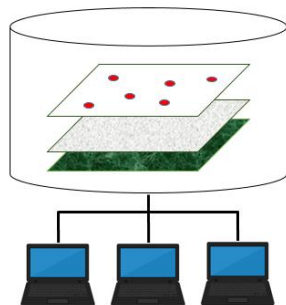
統合型地理情報システム¹⁷は、関係課が保有・管理する地図データ（面のデータ）や、位置情報（線や点のデータ）をシステム上で一元管理し、庁内で共有できるものです。このシステムを活用することで、効率的な地図検索や、業務に必要な位置情報の管理・蓄積が可能になるなど、業務の効率化が図られています。

今後もこのシステムの更なる活用を促進するため、業務における活用事例の共有や操作研修を実施していきます。

また、統合型地理情報システムで管理する地図データや位置情報の中には、都市計画図などの地図データや、AED 設置場所・指定避難所の位置情報など、インターネット上で公開できる情報が含まれます。公開型地理情報システムを導入することで、行政が保有するデータを効果的・効率的に市民や事業者等と共有することができます。

さらに、電子申請・届出サービスで実現している「位置情報を含んだ市民等からの情報発信」についても、公開型地理情報システムを活用することで、視覚性や操作性の向上が期待できます。

これまでも、本システムの導入について検討してきたところですが、整備費用や前項のオープンデータの取組みも踏まえ、引き続き公開型地理情報システムの導入に向けた検討をしていきます。



統合型地理情報システムイメージ

取組内容	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	目標
統合型地理情報システムの活用促進	実施	⇒	実施 (更改)	⇒	⇒	ゴール 16 KDG: 4
公開型地理情報システムの導入検討	検討	⇒	⇒	導入	運用	ゴール 17 KDG: 1

¹⁷ 統合型地理情報システム：地方公共団体が利用する地図等の地理空間データのうち、複数の部局が利用できるデータを各部局が共有できる形で整備し、利用していく庁内横断的なシステムのこと。

④ インターネットを活用した情報発信

市からの情報発信は、広報紙に加え、ホームページ、各種 SNS、動画配信などのデジタル媒体を積極的に活用しています。また、業務内容やサービスによってはアプリを活用することで、より効果的・効率的な情報発信を可能にし、利便性の向上を図ることが期待されます。

本市では、令和3(2021)年度に子育て応援アプリ「久喜市健幸・子育てナビ」を、令和4(2022)年度には「久喜市防災アプリ」を構築しました。

健幸・子育てナビは、アプリを利用して子どもの成長を記録できるほか、予防接種のスケジュールを自動作成でき、接種日が近づくとお知らせを受け取ることができるという特徴があります。

防災アプリでは、位置情報をもとに最寄りの避難先や災害予測など、市からの情報をリアルタイムで取得できるという特徴があります。

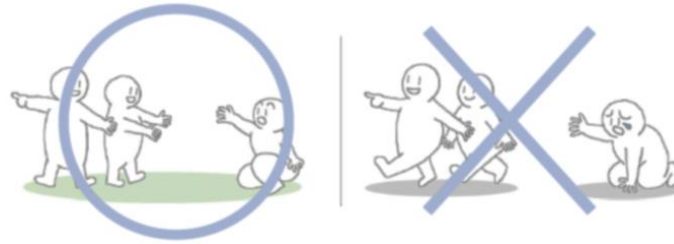
このように、アプリの特徴を活かし、業務内容やサービス内容、また技術動向も踏まえ、市民ニーズにあった情報発信やサービス提供に努めていきます。

取組内容	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	目標
アプリの利活用	実施	実施 適時拡充	⇒	⇒	⇒	ゴール 17 KDG: 1
ホームページ・メール 各種 SNS・動画配信等 情報発信の充実	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	ゴール 17 KDG: 1

(8) デジタルデバイド対策

デジタルデバイド¹⁸対策は、デジタル社会の実現に向けた基本方針として掲げる「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を達成するために必要なものです。

本市でも、デジタル社会の目指すビジョンを実現するため、必要に応じた支援を行います。



① 公共施設におけるスマートフォン講座の充実

本市では、スマートフォンを使ってみたい、使うことに不安がある方などを対象に、スマートフォン講座を公民館事業として実施してきました。今後もスマートフォンの操作に詳しい民間事業者や団体等と連携を図り、引き続きスマートフォン講座を実施していくとともに、利用者（受講者）のニーズを踏まえ、講座内容の充実に努めていきます。



公民館事業「スマートフォン講座」の様子

取組内容	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	目標
公民館事業「スマートフォン講座」の実施 講座内容の充実	実施 適時実施	⇒	⇒	⇒	⇒	ゴール 16 KDCs 2

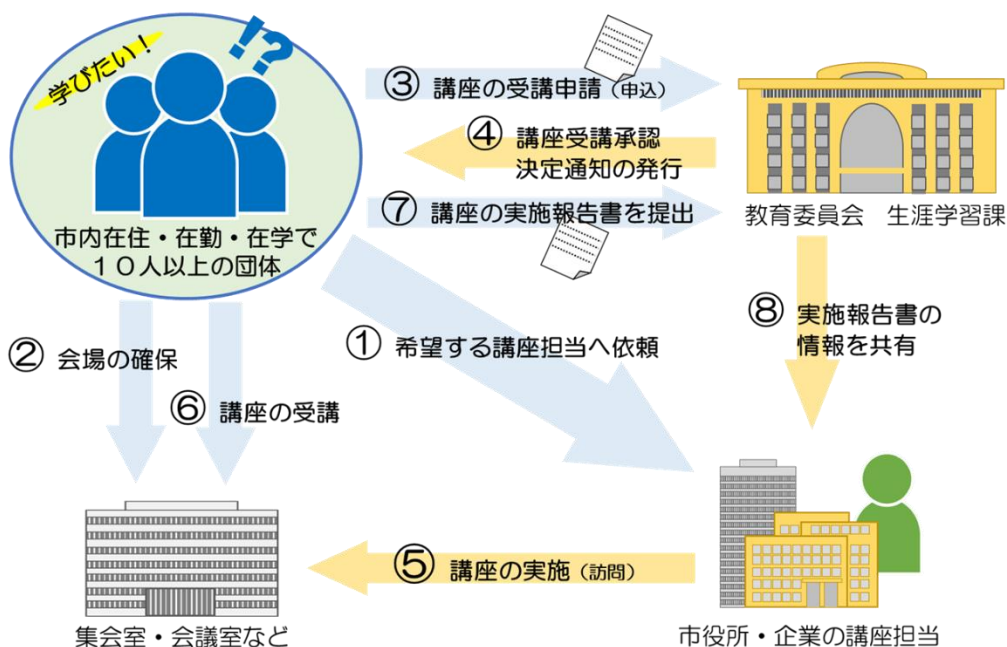
¹⁸ デジタルデバイド：情報通信技術の恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる格差。

② 生涯学習出前講座の活用促進

生涯学習出前講座は、市民等の方が講座メニューの中から学びたいものを申し込み、指定された場所へ市職員などの講師が出向く出前形式の講座です。この講座の中には民間事業者と連携した「初めてのスマートフォン教室」が用意されています。

この取組みについて、更なる活用が図られるよう周知に努めるとともに、民間事業者と連携し、メニューの拡大を目指します。

生涯学習出前講座の流れ



取組内容	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	目標
生涯学習出前講座「初めてのスマートフォン教室」の活用促進 メニュー拡大	実施 適時実施	⇒	⇒	⇒	⇒	ゴール 16 KDCs 2

③ デジタル活用支援（スマートフォン教室）

総務省では、携帯ショップを中心に全国 1,800 箇所以上でデジタル活用支援¹⁹に係る講習会等を実施し、令和 3 (2021) 年度から令和 7 (2025) 年度までの 5 年間で延べ 1,000 万人の参加を目指すこととしています。この講習会は、スマートフォンの基本的な使い方から、様々な行政手続きの方法まで、デジタル初心者でも安心してスマートフォンの活用方法を学べるよう、市内携帯ショップにおいても実施されています。



本市では、この講習会の周知に努めるとともに、民間事業者等と連携し、市民にとって身近な場所で学べるよう、スマートフォン教室の受講機会の拡大を図ります。

取組内容	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	目標
デジタル活用支援 民間事業者等との連携	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	ゴール 16 KDGs 2

¹⁹ デジタル活用支援：高齢者をはじめとした様々な方が身近な場所で身近な人からデジタル機器・サービスの利用方法を講習会で学ぶことができる。<https://www.digi-katsu.go.jp>

④窓口等での支援

本市では、新型コロナウイルスワクチン接種の予約受付支援や、マイナポイント予約・申込支援など、デジタル機器の操作や予約手続きの代行といった支援を行ってきました。

支援を必要とする方は、デジタル機器を保有していない方、操作が不慣れな方、高齢者をはじめとするあらゆる世代であり、求められる支援内容は様々です。このような手続きに対しては、多様な手続き方法を用意するとともに、状況に応じた窓口等での支援を行っていきます。



マイナポイント予約・申込支援窓口（令和4年11月）

取組内容	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	目標
窓口等での支援	適時実施	⇒	⇒	⇒	⇒	ゴール 16 KDGs 1 KDGs 2

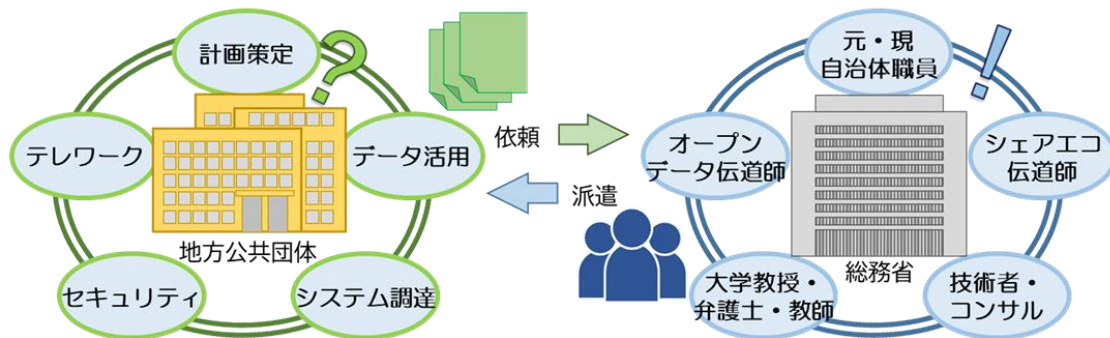
⑨ デジタル人材の確保・育成

デジタル技術を活用し、市民の利便性の向上や業務の効率化を図っていく上で、その実行に必要な人材の確保・育成は重要課題となっています。このため、総務省や地方公共団体情報システム機構等の関係機関の制度を活用し、人材の確保・育成に努めます。

① 地域情報化アドバイザーの活用

地域情報化アドバイザー派遣制度（ICT人材派遣制度）は、総務省が委嘱した情報通信技術やデータ活用を通じた地域課題解決に精通した専門家を、地方公共団体の求めに応じて派遣する制度です。

外部人材を効果的に活用することで、自治体DXの推進に寄与するだけでなく、職員の意識改革、情報リテラシー²⁰向上を図ります。



地域情報化アドバイザー派遣制度イメージ

取組内容	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	目標				
地域情報化アドバイザーの活用	適時実施	⇒	⇒	⇒	⇒	<table border="1"> <tr> <td>ゴール 16</td> <td>ゴール 17</td> </tr> <tr> <td>KDGs 5</td> <td></td> </tr> </table>	ゴール 16	ゴール 17	KDGs 5	
ゴール 16	ゴール 17									
KDGs 5										

²⁰ 情報リテラシー：情報通信技術を活用し、様々な情報を自分の目的に合うようきせつに使いこなす能力。

② 職員の情報リテラシー向上

自治体職員向けの研修は、これまで情報システム担当者向け研修、情報セキュリティ対策研修など、情報部門の職員向けが中心のものでした。自治体 DX 推進計画の策定以降、人材の育成や情報リテラシー向上を目的として、一般職員向けの基礎的な研修メニューが新設されたことから、本市では積極的な受講の促進に取り組んでいます。

コロナ禍においても、集合研修、オンライン動画・ライブ研修など、研修内容に応じた環境が提供されていることから、引き続き積極的な受講の促進に取り組み、職員の情報リテラシーの向上に努めます。

また、本市ではデジタル技術の活用を全庁的に推進するため、各課にデジタル推進員を配置しています。このデジタル推進員は、研修への参加、庁内における取組みの横展開、新たな取組みを行う際の試験的先行利用など、様々な取組みの中で情報共有を図っています。このような取組みから、職員全体の情報リテラシー向上に繋げていくよう努めます。

取組内容	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	目標				
職員研修の充実	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	<table border="1"> <tr> <td>ゴール 16</td> <td>ゴール 17</td> </tr> <tr> <td>KDGs 5</td> <td></td> </tr> </table>	ゴール 16	ゴール 17	KDGs 5	
ゴール 16	ゴール 17									
KDGs 5										
デジタル推進員活動の充実	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	<table border="1"> <tr> <td>ゴール 16</td> <td>ゴール 17</td> </tr> <tr> <td>KDGs 5</td> <td></td> </tr> </table>	ゴール 16	ゴール 17	KDGs 5	
ゴール 16	ゴール 17									
KDGs 5										



參考資料

デジタル戦略指針

1 はじめに

今般の新型コロナウイルス感染症対応を機に、行政のデジタル化の遅れや様々な課題が明らかになった。

このような中、政府において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示された。このビジョンの実現のため、住民に身近な自治体（市区町村）には、

- (1) 自らが行う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用し、住民の利便性を向上させる。
- (2) デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げる。

ことが求められている。

また、総務省が策定した「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」（以下、「自治体DX推進計画」という。）では、このビジョンの実現のため、全自治体が取り組むべき事項・内容が具体化に示されている。

【重点取組事項】

- (1) 自治体の情報システムの標準化・共通化
- (2) マイナンバーカードの普及促進
- (3) 自治体の行政手続のオンライン化
- (4) 自治体のAI・RPAの利用推進
- (5) テレワークの推進
- (6) セキュリティ対策の徹底

このような背景から、本市として、基本方針のビジョンを実現するため、また少子高齢化に伴う人口減少の進行を見据えた行政運営のためには、これらの取り組みは必須のものであるという認識のもと、デジタル化の取り組みをさらに推進していくものとする。

また、職員一人ひとりが、行政のデジタル化の大きな変革期にあることを自覚し、全庁をあげて積極的に取り組むこととする。

2 久喜デジタル戦略目標 ～KDGs (KUKI-Digital-strategic Goals) ～

目指すべきデジタル社会のビジョンを実現するため、本市のデジタル戦略目標「KDGs」を掲げる。

KDGs (KUKI-Digital-strategic Goals)

1. 市民のニーズを敏感に感じ、市民サービスの変革を進めます。
2. 本格的なデジタル社会の到来に備え、デジタルデバイドの解消に努めます。
3. インターネットの利便性を享受できるよう、情報インフラを充実させます。
4. デジタル化を見据えた事務改善を図り、働き方改革を実現させます。
5. 行政のデジタル化を牽引できるよう、職員の情報リテラシーの向上を目指します。

3 デジタル戦略室の役割

デジタル社会の構築に向け、自治体 DX 推進計画に定められた取組事項を進めていくために必要となる、全庁的な調整（国・県との調整、既存システムとの整合、セキュリティ対策等）については、デジタル戦略室が担うこととする。

特に、重点取組事項として掲げられている「自治体の情報システムの標準化・共通化」については、国から目標スケジュールが示されており、ベンダー等、多方面に渡る調整を行う。

また、全庁をあげて効率的にデジタル化を進めるためには、職員のデジタル化に向けた意識の醸成を図る必要があり、国・県の動向、他自治体の先進事例、庁内での取り組み事例など、全庁的に横展開していくことが重要であると考え。職員間の情報共有・情報発信が活発に行われるよう推進体制を構築し、デジタル戦略室がその中心的な役割を担うこととする。

4 各所属所の役割

市民の利便性向上、業務効率化を図るため、各所属所の所管する業務については、各所属所が対応するものとし、積極的にデジタル技術を活用していくものとする。

デジタル技術の活用に係る留意事項

- ① 業務の全部または一部をシステム化する際には、業務をシステムに合わせていくよう、業務プロセスを見直すこと。（申請様式を変更するだけで円滑なシステム化が図れる事例もある。）
- ② 業務プロセスの全てがシステム化されることが理想であるが、このことに固執しないこと。（アナログな部分が残ってしまうこともあり得るし、それを許容しなければならないこともあることを認識すること。）
- ③ 所管する業務に関わる他自治体の事例や、システム業者等の情報収集（実証事業等への参加を含む）に努めること。
- ④ 行政手続のオンライン化について、マイナポータル、埼玉県市町村電子申請システムを活用できるものは、積極的に活用すること。特に、市が主催する研修・講習・イベント等の申込については、これまでの概念にとらわれず申込方法の選択肢の一つとして活用すること。
- ⑤ 上記の市民サービスを提供することで、市民の利便性向上（閉庁時間でも申込が可能）、業務効率化（電話対応の削減、申込者等の電子的な管理）が図れるということを念頭に置くこと。
- ⑥ デジタル技術を活用した市民サービスにおいては、デジタルデバインド（情報格差）の解消に努めること。
- ⑦ システム化、デジタル化、AI・RPAを利用すること等は、それ自体が真の目的ではない。市民の利便性向上、業務効率化を図るための手段であることを念頭に置くこと。
- ⑧ まずはやってみること。どうしたら実現できるかを考え、場合によっては実現可能な部分から着手してみる（スモールスタート）ことも一つの方法である。

5 各所属長の役割

所属長は、その所管する業務について、市民の利便性向上、業務効率化を図るため、積極的にデジタル技術を活用するよう推進する必要がある。所属職員の先頭に立ち、これまでの概念にとらわれず、業務プロセスの見直しを含めたデジタル技術の活用を推進していくものとする。

所属長は、所属職員のうちから「デジタル推進員」を指名し、そのデジタル推進員が、デジタル戦略室及び関係所属所間との連携を図り、デジタル技術の活用が、より一層推進されるよう、所属所内における協力・連携体制を整えるものとする。なお、各所属所の実情に応じて各係、各総合支所、出先機関等も含め、複数名を指名することも可とする。

6 デジタル推進員の役割

デジタル推進員は、デジタル技術活用の取り組みに対して積極的な者とし、所属所内外との情報共有・情報発信を行い、全庁的な取り組み等を自所属所内に展開できることを期待するため、その役職等は問わない。（自治体 DX 推進計画にある「自治体の情報システムの標準化・共通化」の取り組みについては、別途関係する個別システム所管課と調整するため、デジタル推進員は個別システム担当者である必要はない。）

デジタル推進員は、デジタル戦略室及びデジタル推進員間との情報共有を図り、全庁で取り組むべき事項や、職員の情報リテラシー向上のための横展開を行い、自所属所内に展開していくことで、デジタル技術の活用が全庁的に推進されるよう努めるものとし、デジタル推進員及びデジタル戦略室職員との情報共有の場として、コミュニケーションサイト（電子会議室）を活用することとする。

また、例として、全職員が利用するシステム（ポータルの新たな機能追加等）の導入の際の試験的先行利用や、その機能等を各所属所内に展開するなど、デジタル戦略室（情報推進課）と各所属職員間の橋渡しの役割を担うものとする。

7 職員の情報リテラシー向上

スマートフォンの普及等により、市民生活を取り巻く ICT 環境は大きく変わり、これに対応していく職員の情報リテラシー向上が求められていることから、職員一人ひとりが ICT 環境の変化に応じて、ツールを使いこなしていく必要がある。

このため、職員一人ひとりが、ICT 活用スキルを向上させるよう努めるものとし、また、全庁的に推進していくことで、職員全体の底上げが図られることを目指す。

デジタル社会の実現に向けた重点計画（抜粋）

【地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続】

- a) 処理件数が多く、オンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続

1	図書館の図書貸出予約等
2	文化・スポーツ施設等の利用予約
3	研修・講習・各種イベント等の申込
4	地方税申告手続（eLTAX）
5	自動車税環境性能割の申告納付
6	自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告
7	自動車税住所変更届
8	水道使用開始届等
9	港湾関係手続
10	道路占用許可申請等
11	道路使用許可の申請
12	自動車の保管場所証明の申請
13	駐車場の許可の申請
14	建築確認
15	粗大ごみ収集の申込
16	産業廃棄物の処理、運搬の実績報告
17	犬の登録申請、死亡届
18	感染症調査報告
19	職員採用試験申込
20	入札参加資格審査申請等
21	入札
22	衆議院・参議院選挙の不在者投票用紙等の請求
23	消防法令における申請・届出等

b) 住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続

ア. 子育て関係

1	児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
2	児童手当等の額の改定の請求及び届出
3	氏名変更／住所変更等の届出
4	受給事由消滅の届出
5	未支払の児童手当等の請求
6	児童手当等に係る寄附の申出
7	児童手当に係る寄附変更等の申出
8	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出
9	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出
10	児童手当等の現況届
11	支給認定の申請
12	保育施設等の利用申込
13	保育施設等の現況届
14	児童扶養手当の現況届の事前送信
15	妊娠の届出

イ. 介護関係

1	要介護・要支援認定の申請
2	要介護・要支援更新認定の申請
3	要介護・要支援状態区分変更認定の申請
4	居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
5	介護保険負担割合証の再交付申請
6	被保険者証の再交付申請
7	高額介護（予防）サービス費の支給申請
8	介護保険負担限度額認定申請
9	居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
10	居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請
11	住所移転後の要介護・要支援認定申請

ウ. 被災者支援関係

1	罹災証明書の発行申請
2	応急仮設住宅の入居申請
3	応急修理の実施申請
4	障害物除去の実施申請
5	災害弔慰金の支給申請
6	災害障害見舞金の支給申請
7	災害援護資金の貸付申請
8	被災者生活再建支援金の支給申請

エ. 転出・転入手続関係

1	1. 転出届
2	2. 転入予約

第3次久喜市情報化推進計画

令和5(2023)年3月

発行：久喜市

編集：総務部情報推進課

〒346-8501 埼玉県久喜市下早見85番地の3

電話 0480-22-1111 (代表)

FAX 0480-22-3319

メール joho@city.kuki.lg.jp